

議案の概要

令和5年第3回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	1
2	教育委員会委員の任命について	2
3	農業委員会委員の任命について	3
4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
5	自治功労者の推戴について	5
6	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	6
7	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	7
8	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	8
9	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	9
10	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	10
11	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	12
12	災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について	13
13	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	14
14	八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について	15
15	八王子市児童館条例の一部を改正する条例設定について	16
16	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	17
17	八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	18
18	八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定について	19
19	八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について	20
20	八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例設定について	21
21	八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例設定について	22
22	本庁舎照明設備改修工事請負契約の締結について	23
23	芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について	25
24	芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について	27

25	芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について……………	29
26	芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について……………	31
27	芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について……………	33
28	消防自動車の取得について……………	35
29	給食配送車の取得について……………	37

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	4 件	教育委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、自治功労者
補 正 予 算	5 件	一般会計ほか
決 算 認 定	1 0 件	令和4年度各会計
条 例 関 係	1 6 件	一部改正 1 6 件
契 約	8 件	工事請負契約 6 件 物品取得 2 件
計	4 3 件	

人事	教育委員会委員の任命について	総務部
		職員課
概要	令和5年（2023年）9月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、教育委員会委員を任命するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）9月30日に川島弘嗣^{かわしまひろつぐ}委員が任期満了を迎えることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、教育委員会委員を任命する。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日までの4年間である。</p> <p>新任 守屋^{もりや} 香里^{かおり}</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第3条、第4条第1項～第5項、第5条第1項、第2項</p>		

人事	農業委員会委員の任命について	総務部
		職員課
概要	前任者の退任に伴い、市議会の同意を得て、農業委員会委員を任命するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）7月31日に原島元義委員が退任することに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、農業委員会委員を任命する。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）9月8日から令和7年（2025年）4月12日までである。</p> <p>※ 前任者の退任による任命であるため、前任者の残任期間が任期となる。</p> <p>新任 田中 和敏</p> <p>※ 八王子市農業委員会委員に関する規則第2条第3号に該当する者として八王子市農業協同組合の推薦を受けた者である。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 第8条～第10条</p> <p>○八王子市農業委員会委員に関する規則（平成28年八王子市規則第1号） 第2条、第3条</p>		

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和5年（2023年）9月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和5年（2023年）9月30日に^{はながたもりやす}花形守康委員が任期満了を迎えることに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員の選任をする。</p> <p>任期は、令和5年（2023年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までの3年間である。</p> <p>再任 花形 守康（今回2期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第423条第1項～第3項、第6項</p> <p>○八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号） 第58条第1項、第2項</p>		

人事	自治功労者の推戴について	総務部
		総務課
概要	八王子市表彰条例に基づき、自治功労者を推戴するもの	
<p>【内容】</p> <p>市政の進展につき功労のあった者として八王子市表彰条例（昭和31年八王子市条例第27号。以下「条例」という。）で定める要件に該当する者について、市議会の同意を得て、自治功労者として以下の6名を市制施行記念日に推戴する。</p> <p>（推戴候補者）</p> <p>あんどう おさみ 安藤 修三 市議会議員 在職10年1月 （条例第10条第1項第2号）</p> <p>いしい ひろかず 石井 宏和 市議会議員 在職8年 （条例第10条第1項第2号）</p> <p>いわた ゆうき 岩田 祐樹 市議会議員 在職8年 （条例第10条第1項第2号）</p> <p>かじわら さちこ 梶原 幸子 市議会議員 在職8年 （条例第10条第1項第2号）</p> <p>やぎした ていいち 八木下 輝一 市議会議員 在職8年 （条例第10条第1項第2号）</p> <p>はしもと よしかず 橋本 義一 公平委員会委員 在職8年 （条例第10条第1項第4号、同条第2項（市職員としての在職年数との通算））</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○八王子市表彰条例（昭和31年八王子市条例第27号） 第9条、第10条第1項第2号、第4号及び第5号、同条第2項</p> <p>○八王子市表彰審査委員会規則（昭和32年八王子市規則第15号） 第2条</p>		

条例改正	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方自治法の改正に伴い、手当の名称を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、これまで、緊急事態宣言時に特措法の規定により実施する措置のみに関して要請することができることとされていた地方公共団体の事務の代行等（都道府県知事による代行、他の地方公共団体の長等による応援、事務の委託のの特例及び職員の派遣をいう。以下同じ。）について、感染症の発生及びまん延の初期段階から地方公共団体の機能を維持できる仕組み等を整備するため、緊急事態宣言に至る前であっても、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの間において代行等を行うことができるようにするとともに、特措法の規定により実施する措置に加え、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により実施する措置についても代行等ができるよう、その対象事務が「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へ拡大された。</p> <p>これに伴い、特措法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が規定する、地方公共団体から派遣された職員に対して支給することができる「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められた。</p> <p>そこで、当該法改正に合わせ、条例で規定する手当の名称を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第21条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p> <p>【法令等】</p> <p>○改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号） 第204条第2項</p>		

条例改正	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課
概要	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の児童福祉施設に係る基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁が設置されるとともに、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が公布され、「婦人相談所」の名称が「女性相談支援センター」に変更されることに伴い、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第68号）が公布され、基準省令が改正された。</p> <p>これらの基準省令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う改正</p> <p>(1) 「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。改正する条は以下のとおり。（母子生活支援施設の長の資格等に関する規定）</p> <p>ア 第27条第1項本文</p> <p>イ 第27条第1項第4号</p> <p>ウ 第27条第2項</p> <p>(2) 第37条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p>2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴う改正</p> <p>第33条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。</p> <p>3 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正（附則）</p> <p>附則において、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第36号）第25条に規定する「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>1 及び3 公布の日</p> <p>2 令和6年（2024年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 第27条の2第1項、第27条の2第1項第4号、第27条の2第2項、第31条、第35条</p> <p>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） 第25条</p>		

条例改正	八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害児通所支援に係る基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市が「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁の設置とともに、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。改正する条は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第5条第2項（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者に関する規定） 2 第23条第4項（指定児童発達支援の事業における通所利用者負担額の受領に関する規定） 3 第72条第4項（指定医療型児童発達支援の事業における通所利用者負担額の受領に関する規定） 4 第105条第5項（多機能型事業所の利用定員に関する特例） <p><施行日></p> <p>公布の日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）</p> <p>第5条第2項、第23条第4項、第60条第4項、第82条第5項</p>		

条例改正	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		子どもの教育・保育推進課
概要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、市町村が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）に従い、又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁が設置されるとともに、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）が施行され、基準府令が改正された。</p> <p>この基準府令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p>また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）により、令和5年（2023年）9月16日に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正され、条項の移動が生じることから、これを引用する条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正</p> <p>(1) 条文中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。改正する条は以下のとおり。</p> <p>ア 第15条第1項第4号（特定教育・保育の取扱方針に関する規定）</p> <p>イ 第45条（特定地域型保育の取扱方針に関する規定）</p> <p>(2) その他所要の文言整理を行う。</p> <p>2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う改正</p> <p>第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>1 公布の日</p> <p>2 令和5年（2023年）9月16日</p> <p>【法令等】</p> <p>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p> <p>第6条第2項及び第3項、第15条第1項第4号、第35条第2項及び第3項、第36条第2項及び第3項、第39条第2項、第44条、第48条、第51条第3項、第52条第2項</p> <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p> <p>改正前の第3条第10項</p>		

条例改正	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害福祉サービス事業に係る指定基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁の設置とともに、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。改正する条は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条第11号及び第12号（指定障害福祉サービス等費用基準額及び利用者負担額の定義に関する規定） (2) 第61条第2項（指定療養介護の事業における利用者負担額等の受領に関する規定） (3) 第62条（指定療養介護の事業における利用者負担額に係る管理に関する規定） 2 「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。改正する条は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5条第1項（指定居宅介護事業所に置くべき従業者の員数に関する規定） (2) 第50条第1項及び第2項（基準該当居宅介護事業所に置くべき従業者の員数に関する規定） (3) 第114条第4項（指定短期入所の事業における利用者負担額等の受領に関する規定） (4) 第126条第3項（指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者の員数に関する規定） 3 第7条中本文に「この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。」を加える。 4 第54条第2項中「第54条第2項と読み替える」の次に、「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第50条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。 5 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。改正する条は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第221条第1項第2号ア（指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数に関する規定） (2) 附則第5項及び第6項（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 6 「区分省令」を「区分命令」に改める。改正する条は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第221条第1項第2号（指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数に関する規定） 		

(2) 第239条第1項第2号（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数に関する規定）

<施行日>
公布の日

【法令等】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
第2条第11号及び第12号、第5条第1項、第7条、第44条第1項及び第2項、第48条第2項、第54条第2項、第55条、第120条第4項、第127条第3項、第208条第1項第2号、第213条の4第1項第2号

条例改正	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について	福祉部 障害者福祉課
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（省令）が一部改正されたことから、これに合わせ、本市の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に係る基準を定める本条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準については、都道府県、指定都市又は中核市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）に従い、標準として又は参酌して定めることとされており、本市においては、本条例で当該基準について規定している。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁の設置とともに、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）が施行され、基準省令が改正された。</p> <p>この基準省令の改正に伴い、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号） 第2条第12号</p>		

条例改正	災害派遣手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について	生活安全部 防災課
概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用条文及び手当の名称を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、これまで、緊急事態宣言時に特措法の規定により実施する措置のみに関して要請することができることとされていた地方公共団体の事務の代行等（都道府県知事による代行、他の地方公共団体の長等による応援、事務の委託の手續の特例及び職員の派遣をいう。以下同じ。）について、感染症の発生及びまん延の初期段階から地方公共団体の機能を維持できる仕組み等を整備するため、緊急事態宣言に至る前であっても、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの間において代行等を行うことができるようにするとともに、特措法の規定により実施する措置に加え、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により実施する措置についても代行等ができるよう、その対象事務が「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へ拡大された。</p> <p>これに伴い、地方公共団体から派遣された職員に対して支給することができる「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められた。</p> <p>そこで、当該法改正に合わせ、条例で引用する法の条文及び条例で規定する手当の名称を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） 第26条の8</p>		

条例改正	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	市民部
		市民課
概要	多機能端末機を利用した場合の手数料の特例規定を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、移動端末設備（スマートフォン）にマイナンバーカード用と同様の公的個人認証サービスの電子証明書の機能を搭載することで、コンビニエンスストア等に設置する多機能端末機による証明書等の交付を受けることができるようになることになった。</p> <p>そこで、多機能端末機により証明書等を交付する場合の手数料の特例を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>多機能端末機により交付する証明書等に係る手数料の特例の規定から、マイナンバーカードの使用に限ることとする規定を削る。（附則第3項）</p> <p><施行日></p> <p>公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号） 第22条第1項、第35条の2第1項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第7項</p>		

条例改正	八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について	市民部
		市民課
概要	公的個人認証サービスの電子証明書の機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）による印鑑登録証明書の交付申請を行えるようにするもの	
<p>【内容】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、移動端末設備（スマートフォン）にマイナンバーカード用と同様の公的個人認証サービスの電子証明書の機能を搭載することで、コンビニエンスストア等に設置する多機能端末機による証明書等の交付を受けることができるようになることになった。</p> <p>そこで、多機能端末機による印鑑登録証明の申請方法について、従来のマイナンバーカードを使用する方法に加え、公的個人認証サービスの電子証明書の機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）を使用する方法を加える。</p> <p><改正内容></p> <p>多機能端末機による印鑑登録証明の申請方法として、公的個人認証サービスの電子証明書の機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）を加える。（第18条）</p> <p><施行日></p> <p>公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号） 第22条第1項、第35条の2第1項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第2条第7項</p>		

条例改正	八王子市児童館条例の一部を改正する条例設定について	子ども家庭部
		青少年若者課
概要	児童館の機能を見直し、子ども・若者支援及び子育て支援の充実を図るため、条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>現在、児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される児童福祉施設として、18歳未満の児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営している。</p> <p>ここで、条例を一部改正し、18歳以上の若者を支援の対象に加えることにより、児童館が子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定される子ども・若者総合相談センターの機能を併せ持ち、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行い、18歳で途切れることがない支援環境を整備し、子ども・若者支援を充実させるため、条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例の名称の変更 改正前 八王子市児童館条例 改正後 八王子市子ども・若者育成支援センター条例 2 目的（第1条） 既存の目的である「児童への遊びの提供」に加えて、「子ども・若者の育成支援」を目的とすることとする。 また、施設の名称を「八王子市立児童館」から「八王子市子ども・若者育成支援センター」に変更する。 3 定義（改正後の第2条） この条例による支援の対象とする「子ども」及び「若者」を定義する。 4 事業（改正後の第4条） 既存の児童館事業に加え、子ども・若者育成支援事業を規定する。 5 施設の利用（改正後の第6条） 子ども・若者育成支援センターを利用できる子ども・若者育成支援事業の対象者を新たに規定する。 6 規定の整備 「児童館」を「センター」に改める等の所要の改正を行う。 <p><施行日> 令和5年（2023年）11月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第7条第1項、第35条第3項、第40条 ○子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号） 第13条 		

条例改正	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		東浅川保健福祉センター
概要	八王子市東浅川保健福祉センターの浴室及び屋上広場を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>保健福祉センターの浴室は、市内在住の高齢者や心身障害者等が利用できる「憩いの場」として、地域の保健福祉の増進に寄与してきたが、近年、利用者の固定化や老朽化に伴う管理費の増大等の課題を抱えている。</p> <p>今後、高齢者人口の増加に伴い、医療費や介護費の増大が予測される中、保健福祉センターがめざす「地域における健康づくりの拠点」としての役割を果たすためには、これまで以上に「高齢者等の健康増進を支援する場」としての機能の強化が求められる。</p> <p>他方、母子保健の観点からは、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援の強化を図る必要性が増大している。</p> <p>そこで、「憩いの場」としてある浴室を廃止し、そのスペースに高齢者あんしん相談センターを施設内で移動することで、健康支援・相談施設としての機能強化を進める。併せて、当該移動により生じたスペースを活用し、保健福祉センター内に子ども家庭支援センターを移転することで、母子保健と児童福祉の一体的な連携体制を構築し、子育て世帯に対する包括的な支援を強化する。</p> <p>また、長期にわたり利用需要がないことや、施設利用者の安全性確保等の観点を踏まえ、令和3年度（2021年度）に屋上防水工事（非歩行断熱防水工法）を行った屋上広場についても廃止する。</p> <p>以上により、条例で定める八王子市東浅川保健福祉センターに設置する施設から、浴室及び屋上広場を削除する改正を行う。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置する施設を定めた条例第4条から浴室を削除し、これに伴う規定整備を行う。 2 設置する施設を定めた条例第4条から屋上広場を削除し、これに伴う規定整備を行う。 <p><施行日></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年（2025年）4月1日 2 公布の日 		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（令和6年（2024年）4月1日施行）第10条の2</p>		

条例改正	八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		南大沢保健福祉センター
概要	八王子市南大沢保健福祉センターの浴室を廃止するもの	
<p>【内容】</p> <p>保健福祉センターの浴室は、市内在住の高齢者や心身障害者等が利用できる「憩いの場」として、地域の保健福祉の増進に寄与してきたが、近年、利用者の固定化や老朽化に伴う管理費の増大等の課題を抱えている。</p> <p>今後、高齢者人口の増加に伴い、医療費や介護費の増大が予測される中、保健福祉センターがめざす「地域における健康づくりの拠点」としての役割を果たすためには、これまで以上に「高齢者等の健康増進を支援する場」としての機能の強化が求められる。</p> <p>他方、母子保健の観点からは、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援の強化を図る必要性が増大している。</p> <p>そこで、「憩いの場」としてある浴室を廃止し、健康支援・相談施設として機能転換を進めるとともに、浴室の廃止により生じたスペースを活用し、保健福祉センター内に子ども家庭支援センターを移転することで、母子保健と児童福祉の一体的な連携体制を構築し、子育て世帯に対する包括的な支援を強化する。</p> <p>このため、条例で定める八王子市南大沢保健福祉センターに設置する施設から、浴室を削除する改正を行う。</p> <p><改正内容> 設置する施設を定めた条例第4条から浴室を削除し、これに伴う規定整備を行う。</p> <p><施行日> 令和6年（2024年）7月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（令和6年（2024年）4月1日施行）第10条の2</p>		

条例改正	八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		生活衛生課
概要	旅館業法の一部改正に伴い、条例で引用する条項を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）が改正され、営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の承認を受けたときは、新規の許可手続を経ることなく、譲受人は、営業者の地位を承継することとなった。</p> <p>そこで、条例で定めている当該事務に伴う規定を整備するほか、条例で引用する法の条項にずれが生じたことから、条例で引用する法の条項を改める。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅館業の営業者の地位の継承の承認申請に係る手数料の規定に、事業譲渡による承継を定めた法の条項を追加する。（別表、2 申請等手数料の部、6の項） 2 条例で引用する法の条項を改める。（別表、2 申請等手数料の部、6の項） <p><施行日></p> <p>公布の日又は改正法の施行日（改正法附則第1条本文に規定する政令で定める日）のいずれか遅い日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号） 第3条の2第1項</p>		

条例改正	八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		生活衛生課
概要	旅館業法の一部改正に伴い、条例で引用する条項を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）が改正され、営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の承認を受けたときは、新規の許可手続を経ることなく、譲受人は、営業者の地位を承継することとされたほか、旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由が明確化された。</p> <p>これらの改正に伴い、本条例で引用する法の条項を改めるもの。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第3条及び第4条中、「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。 2 第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。 <p><施行日></p> <p>公布の日又は改正法の施行日（改正法附則第1条本文に規定する政令で定める日）のいずれか遅い日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号） 第3条の2、第5条第1項第3号</p>		

条例改正	八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		生活衛生課
概要	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律による生活衛生事業者の事業譲渡についての改正に合わせ、文言の整備を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により、旅館業を含む生活衛生事業者の事業譲渡について、事業を譲り受けた者は新たに許可の取得等を行うことなく営業者の地位を承継することで事業譲渡の手続を簡便化する措置が講じられた。</p> <p>これに伴い、条例に規定するプールの許可経営者の地位の承継についても、同様の規定となるよう改正を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>地位の承継について定めた第5条第1項に、プール経営の許可を得た者が当該経営を譲渡したときは、当該経営を譲り受けた者は当該許可経営者の地位を承継する旨を加える。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日又は改正法の施行日（改正法附則第1条本文に規定する政令で定める日）のいずれか遅い日</p>		

条例改正	八王子市興行場法施行条例の一部を改正する条例設定について	健康医療部
		生活衛生課
概要	興行場法の一部改正に合わせ、文言の整備を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により、興行場法（昭和23年法律第137号）の一部が改正され、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、新規の許可手続を経ることなく、営業者の地位を承継することとなった。</p> <p>これに伴い、営業者の地位の承継の際の手続について定めた条例の規定に、新たな承継事由として「譲渡」を加える。</p> <p><改正内容></p> <p>営業者の地位の承継の際の手続について定めた第3条第3項に、新たな承継事由として「譲渡」を加える。</p> <p><施行日></p> <p>公布の日又は改正法の施行日（改正法附則第1条本文に規定する政令で定める日）のいずれか遅い日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○改正後の興行場法（昭和23年法律第137号） 第2条の2第1項</p>		

契約	本庁舎照明設備改修工事請負契約の締結について		契約資産部															
			庁舎管理課															
概要	本庁舎の照明設備改修工事を行うもの																	
<p>【内容】 本庁舎の照明機能を維持するとともに、カーボンニュートラルの実現に資するため、全ての照明器具や照明制御を消費電力が少なく長寿命であるLED照明設備に改修する工事を行う。</p> <p><工事内容> 1 電灯設備更新工事 2 照明制御設備更新工事</p> <p><工期> 契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先> 金子・武蔵野特定建設工事共同企業体</p> <p><契約金額> 392,700,000円（うち、消費税35,700,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <p>1 事業費 (1) 令和5年度（2023年度） 100,000千円 (2) 令和6年度（2024年度） 314,700千円 (3) 合計 414,700千円</p> <p>2 財源 (1) 市債 373,200千円（うち令和5年度（2023年度）分 90,000千円） (2) 一般財源 41,500千円（うち令和5年度（2023年度）分 10,000千円） (3) 合計 414,700千円（うち令和5年度（2023年度）分 100,000千円）</p> <p>※ 入札状況等</p> <p>1 入札日 令和5年（2023年）6月9日</p> <p>2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式）</p> <p>3 入札状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入札業者</th> <th style="text-align: center;">入札金額（税抜き）</th> <th style="text-align: center;">価格評価点</th> <th style="text-align: center;">技術評価点</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 金子・武蔵野特定建設工事共同企業体</td> <td style="text-align: center;">357,000,000円</td> <td style="text-align: center;">0.447</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">19.447</td> </tr> <tr> <td>(2) エーデン・三英電設特定建設工事共同企業体</td> <td style="text-align: center;">辞 退</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;"> 予定価格 357,800,000円（落札率99.8%） 調査基準価格 304,100,000円 失格基準価格 291,700,000円</p>				入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計	(1) 金子・武蔵野特定建設工事共同企業体	357,000,000円	0.447	19	19.447	(2) エーデン・三英電設特定建設工事共同企業体	辞 退	—	—	—
入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計														
(1) 金子・武蔵野特定建設工事共同企業体	357,000,000円	0.447	19	19.447														
(2) エーデン・三英電設特定建設工事共同企業体	辞 退	—	—	—														

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2の2第1項、別表第3（第121条の2の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条

契約	芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について	市民活動推進部
		学園都市文化課
概要	芸術文化会館の改修を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、芸術文化会館の長寿命化を図るため、同会館の大規模改修工事を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案5件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について 2 芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について 3 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について 4 芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について 5 芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について <p><工事内容></p> <p>芸術文化会館の改修工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天井改修工事 2 雨漏り改修工事 3 バリアフリー対応改修工事 4 客席改修工事 5 エントランス受付移設改修工事 <p><工期></p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先></p> <p>鴻池・相武特定建設工事共同企業体</p> <p><契約金額></p> <p>1,686,300,000円（うち、消費税額153,300,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度（2023年度） 182,880千円 (2) 令和6年度（2024年度） 1,645,980千円 (3) 合計 1,828,860千円 2 財源（上記5契約、舞台照明工事及び舞台機構工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市債 3,741,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 521,000千円） (2) 一般財源 1,255,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 175,687千円） (3) 合計 4,996,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 696,687千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和5年（2023年）5月18日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 		

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 鴻池・相武特定建設工事共同企業体	1,533,000,000円	0.098	22	22.098

予定価格 1,533,750,000円(落札率99.9%)

調査基準価格 1,303,000,000円

失格基準価格 1,262,000,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第121条の2の2第1項、別表第3(第121条の2の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)

第2条

契約	芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について	市民活動推進部
		学園都市文化課
概要	芸術文化会館の改修に伴い電気設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、芸術文化会館の長寿命化を図るため、同会館の大規模改修工事を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案5件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について 2 芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について 3 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について 4 芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について 5 芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について <p><工事内容></p> <p>芸術文化会館の改修に伴う電気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受変電設備工事 2 動力設備工事 3 電灯設備工事 4 弱電設備工事 <p><工期></p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先></p> <p>株式会社 関電工 西関東営業本部 多摩支店</p> <p><契約金額></p> <p>817,300,000円（うち、消費税額74,300,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度（2023年度） 100,000千円 (2) 令和6年度（2024年度） 717,575千円 (3) 合計 817,575千円 2 財源（上記5契約、舞台照明工事及び舞台機構工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市債 3,741,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 521,000千円） (2) 一般財源 1,255,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 175,687千円） (3) 合計 4,996,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 696,687千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和5年（2023年）7月18日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 		

3 入札状況

入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 株式会社関電工 西関東営業本部 多摩支店	743,000,000 円	0.067	9	9.067

予定価格 743,250,000 円（落札率 99.9%）

調査基準価格 631,700,000 円

失格基準価格 608,900,000 円

【法令等】

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 5 号

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
第 121 条の 2 の 2 第 1 項、別表第 3（第 121 条の 2 の 2 関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年八王子市条例第 6 号）
第 2 条

契約	芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について	市民活動推進部
		学園都市文化課
概要	芸術文化会館の改修に伴い給排水衛生等設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、芸術文化会館の長寿命化を図るため、同会館の大規模改修工事を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案5件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について 2 芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について 3 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について 4 芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について 5 芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について <p><工事内容></p> <p>芸術文化会館の改修に伴う給排水衛生等設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生器具設備工事 2 給水設備工事 3 排水設備工事 4 給湯設備工事 5 ガス設備工事 6 消火設備工事 <p><工期></p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先></p> <p>加藤設備工業株式会社</p> <p><契約金額></p> <p>418,583,000円（うち、消費税額38,053,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度（2023年度） 100,000千円 (2) 令和6年度（2024年度） 390,270千円 (3) 合計 490,270千円 2 財源（上記5契約、舞台照明工事及び舞台機構工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市債 3,741,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 521,000千円） (2) 一般財源 1,255,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 175,687千円） (3) 合計 4,996,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 696,687千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和5年（2023年）5月22日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 		

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 加藤設備工業株式会社	380,530,000円	0.000	19	19.000

予定価格 380,530,000円(落札率100%)

調査基準価格 323,400,000円

失格基準価格 310,800,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
第121条の2の2第1項、別表第3(第121条の2の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)
第2条

契約	芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について	市民活動推進部
		学園都市文化課
概要	芸術文化会館の改修に伴い空調換気設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、芸術文化会館の長寿命化を図るため、同会館の大規模改修工事を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案5件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について 2 芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について 3 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について 4 芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について 5 芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について <p><工事内容></p> <p>芸術文化会館の改修に伴う空調換気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空調設備工事 2 換気設備工事 3 排煙設備工事 4 自動制御設備工事 <p><工期></p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先></p> <p>新和・木村特定建設工事共同企業体</p> <p><契約金額></p> <p>1,171,511,000円（うち、消費税額106,501,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度（2023年度） 139,847千円 (2) 令和6年度（2024年度） 1,279,880千円 (3) 合計 1,419,727千円 2 財源（上記5契約、舞台照明工事及び舞台機構工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市債 3,741,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 521,000千円） (2) 一般財源 1,255,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 175,687千円） (3) 合計 4,996,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 696,687千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和5年（2023年）5月22日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 		

3 入札状況

入札業者	入札金額(税抜き)	価格評価点	技術評価点	合計
(1) 新和・木村特定建設工事共同企業体	1,065,010,000円	0.000	16	16.000

予定価格 1,065,010,000円(落札率100%)

調査基準価格 905,200,000円

失格基準価格 875,400,000円

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第5号

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
第121条の2の2第1項、別表第3(第121条の2の2関係)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年八王子市条例第6号)
第2条

契約	芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について	市民活動推進部
		学園都市文化課
概要	芸術文化会館の改修に伴い舞台音響設備工事を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、芸術文化会館の長寿命化を図るため、同会館の大規模改修工事を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案5件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化会館改修建築工事請負契約の締結について 2 芸術文化会館改修電気設備工事請負契約の締結について 3 芸術文化会館改修給排水衛生等設備工事請負契約の締結について 4 芸術文化会館改修空調換気設備工事請負契約の締結について 5 芸術文化会館改修舞台音響設備工事請負契約の締結について <p><工事内容></p> <p>芸術文化会館の改修に伴う舞台音響設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大ホールの天井改修に伴うスピーカー等の撤去・更新工事 2 音響機器の撤去、再取付工事 <p><工期></p> <p>契約締結日（議決日）の翌日から令和7年（2025年）2月28日まで</p> <p><契約先></p> <p>ヤマハサウンドシステム株式会社</p> <p><契約金額></p> <p>180,510,000円（うち、消費税額16,410,000円）</p> <p>※ 令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）予算 （令和6年度（2024年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度（2023年度） 100,000千円 (2) 令和6年度（2024年度） 163,670千円 (3) 合計 263,670千円 2 財源（上記5契約、舞台照明工事及び舞台機構工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市債 3,741,000千円（うち令和5年度（2023年度）分 521,000千円） (2) 一般財源 1,255,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 175,687千円） (3) 合計 4,996,707千円（うち令和5年度（2023年度）分 696,687千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和5年（2023年）5月26日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（工事成績評価型総合評価方式） 		

3 入札状況

入札業者	入札金額（税抜き）	価格評価点	技術評価点	合計
(1) ヤマハサウンドシステム株式会社	164,100,000 円	21.001	11	32.001
(2) 株式会社 アセント	164,100,000 円	21.001	7	28.001
(3) 株式会社 システムエンジニアリング	辞 退	—	—	—

予定価格 193,060,000円（落札率85.0%）

調査基準価格 164,100,000円

失格基準価格 155,400,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2の2第1項、別表第3（第121条の2の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条

契約	消防自動車の取得について	生活安全部																														
		防災課																														
概要	消防団に配備する消防自動車12台を購入するもの																															
<p>【内容】 消防団に配備している消防自動車12台について、購入計画に基づき車両を更新するため、代わりに配備する消防自動車を購入する。</p> <p><取得車両> 消防自動車（小型動力ポンプ付積載車。2輪駆動） 12台</p> <p><配備先> 第3分団第5部（中野上町） 第4分団第2部（石川町） 第4分団第3部（高倉町） 第6分団第3部（川口町） 第7分団第4部（上恩方町） 第7分団第7部（小津町） 第8分団第1部（諏訪町） 第8分団第7部（元八王子町） 第8分団第10部（上壱分方町） 第9分団第10部（櫛田町） 第10分団第3部（長沼町） 第10分団第7部（小比企町）</p> <p><契約先> 日本機械工業株式会社 本社営業部</p> <p><契約金額> 188,760,000円（うち、消費税17,160,000円）</p> <p>※ 入札状況 令和5年（2023年）7月12日 指名競争入札による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>【第1回】入札金額(税抜き)</th> <th>【第2回】入札金額(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 日本機械工業株式会社</td> <td>176,400,000円</td> <td>171,600,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社 野口ポンプ製作所</td> <td>179,400,000円</td> <td>175,800,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) ジーエムいちほら工業株式会社</td> <td>178,200,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(4) 株式会社 畠山ポンプ製作所</td> <td>180,000,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(5) 小川ポンプ工業 株式会社</td> <td>182,400,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(6) 株式会社 ナカムラ消防化学</td> <td>186,000,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(7) 東京物産株式会社</td> <td>186,000,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(8) 株式会社 モリタ</td> <td>187,200,000円</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(9) 帝商株式会社</td> <td>不 参</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			入札業者	【第1回】入札金額(税抜き)	【第2回】入札金額(税抜き)	(1) 日本機械工業株式会社	176,400,000円	171,600,000円	(2) 株式会社 野口ポンプ製作所	179,400,000円	175,800,000円	(3) ジーエムいちほら工業株式会社	178,200,000円	辞 退	(4) 株式会社 畠山ポンプ製作所	180,000,000円	辞 退	(5) 小川ポンプ工業 株式会社	182,400,000円	辞 退	(6) 株式会社 ナカムラ消防化学	186,000,000円	辞 退	(7) 東京物産株式会社	186,000,000円	辞 退	(8) 株式会社 モリタ	187,200,000円	辞 退	(9) 帝商株式会社	不 参	—
入札業者	【第1回】入札金額(税抜き)	【第2回】入札金額(税抜き)																														
(1) 日本機械工業株式会社	176,400,000円	171,600,000円																														
(2) 株式会社 野口ポンプ製作所	179,400,000円	175,800,000円																														
(3) ジーエムいちほら工業株式会社	178,200,000円	辞 退																														
(4) 株式会社 畠山ポンプ製作所	180,000,000円	辞 退																														
(5) 小川ポンプ工業 株式会社	182,400,000円	辞 退																														
(6) 株式会社 ナカムラ消防化学	186,000,000円	辞 退																														
(7) 東京物産株式会社	186,000,000円	辞 退																														
(8) 株式会社 モリタ	187,200,000円	辞 退																														
(9) 帝商株式会社	不 参	—																														

【法令等】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第8号

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2の2第2項

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第3条

契約	給食配送車の取得について	学校教育部																
		学校給食課																
概要	学校給食センター寺田に配備する給食配送車を購入するもの																	
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター寺田から中学校に給食を配送するための給食配送車3台を購入する。</p> <p><取得車両> 給食配送用小型トラック（アルミバン架装普通貨物自動車） 3台</p> <p><配備先> 学校給食センター寺田</p> <p><契約先> 株式会社 カーライフハギワラ</p> <p><契約金額> 25,325,520円（うち、消費税2,302,320円）</p> <p>※ 入札状況 令和5年（2023年）5月31日入札 指名競争入札による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 株式会社 カーライフハギワラ</td> <td>23,023,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 有限会社 協立自動車整備工業</td> <td>23,250,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 有限会社 山崎モーターズ</td> <td>26,100,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 矢野口自工 株式会社</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(5) ロジスティードオートサービス 株式会社</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(6) 有限会社 木崎オートサービス</td> <td>辞 退</td> </tr> <tr> <td>(7) 飛鳥特装 株式会社</td> <td>辞 退</td> </tr> </tbody> </table>			入札業者	入札金額（税抜き）	(1) 株式会社 カーライフハギワラ	23,023,200円	(2) 有限会社 協立自動車整備工業	23,250,000円	(3) 有限会社 山崎モーターズ	26,100,000円	(4) 矢野口自工 株式会社	辞 退	(5) ロジスティードオートサービス 株式会社	辞 退	(6) 有限会社 木崎オートサービス	辞 退	(7) 飛鳥特装 株式会社	辞 退
入札業者	入札金額（税抜き）																	
(1) 株式会社 カーライフハギワラ	23,023,200円																	
(2) 有限会社 協立自動車整備工業	23,250,000円																	
(3) 有限会社 山崎モーターズ	26,100,000円																	
(4) 矢野口自工 株式会社	辞 退																	
(5) ロジスティードオートサービス 株式会社	辞 退																	
(6) 有限会社 木崎オートサービス	辞 退																	
(7) 飛鳥特装 株式会社	辞 退																	
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>																		